

厚生委員会記録

- 1 日時 令和4年12月13日（火曜日）
- | | |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前10時08分 |
| 休 憩 | 午前10時18分 |
| 再 開 | 午前11時14分 |
| 休 憩 | 午前11時16分 |
| 再 開 | 午後 1時39分 |
| 休 憩 | 午後 2時44分 |
| 再 開 | 午後 2時57分 |
| 閉 会 | 午後 3時09分 |
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 7人
- | | |
|------|---------|
| 委員長 | 久 保 大 憲 |
| 副委員長 | 東 篤 |
| 委 員 | 柏 佳 枝 |
| // | 織 田 伸 一 |
| // | 吉 田 修 |
| // | 高 道 秋 彦 |
| // | 成 田 光 雄 |
- 4 欠席委員 1人
- | | |
|-----|---------|
| 委 員 | 押 田 大 祐 |
|-----|---------|

5 説明のため出席した者

【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
契約出納課長	山本 忠夫
医事課長	岡地 睦美
総務医事課長	宮城 雅之
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
保健所次長	野村 学
保健所地域健康課長	原 雅博
保健所保健予防課長	丸本 昌
保健所生活衛生課長	鈴木 富勝
看護専門学校事務長	中田 祐一
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏

【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
大沢野行政サービスセンター地域福祉課長	滝川 智士
大山行政サービスセンター地域福祉課長	泉野 敬之
八尾行政サービスセンター地域福祉課長	高杉 稔
婦中行政サービスセンター地域福祉課長	廣瀬 康之
子育て支援センター所長	石山 美樹子
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
大沢野行政サービスセンター所長	池口 昌博
大山行政サービスセンター所長	吉田 浩辰
八尾行政サービスセンター所長	桐溪 修一
婦中行政サービスセンター所長	川越 直樹
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
参事（細入中核型地区センター所長）	圓山 尚英
参事（消費生活センター所長）	横山 浩二
市民課長	平井 聖子
男女参画・市民協働課長	卜蔵 雄治
スポーツ健康課長	秋 俊浩
山田中核型地区センター所長	竹内 宗健
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長

酒井 優

議事調査課主査

中村 千里

議事調査課主任

竹之内 慧

議事調査課主任

江部 なな恵

7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和4年12月定例会の厚生委員会を開会いたします。

 押田委員から都合により欠席するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

 審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、高道委員、成田委員を指名いたします。

 これより、病院事業局所管分に入ります。

 報告案件として提出されている

 報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償の額を定める件）

 を議題といたします。

 これより、当局の説明を求めます。

経営管理課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。

 質疑はありませんか。

 〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

 なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、病院事業局所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで委員会条例第44条により、私から委員として発言を行いたいと思いますので、一旦副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 それでは、委員長に代わって、しばらく委員長の職務を行います。

久保委員 最初に、先日、自民党の青年局で富山県看護連盟の若手の方々と意見交換をする機会がありました。

 その中で、新型コロナウイルスに感染した患者が増えてくると、医療廃棄物が増えてきて大変だというお話を聞きました。

 やはり新型コロナウイルスに感染した患者が使われたものは、多分廃棄されることになる、もしくは特別な処理が必要になるのかと思うのですが、そういった面で経営を圧迫されるなどといったことは何かあるのでしょうか。

契約出納課長 今ほどの医療廃棄物の件でございますが、御想像のとおり、各病棟では常に一般廃棄物と医療廃棄物を分けて処理をしております。確かに御指摘のとおりで、患者が増えれば医療廃棄物の量が増えますので、当然廃棄に係る支出も増えております。医療廃棄物の分でも、極端に一すみません、数字は今持っていないのですが一例えばこれまで年間で二、三千万円を要していたものが、四、五千万円を要するなど、費用の負担は増加傾向にあります。

久保委員 特に新型コロナウイルス感染症に関連して支出が増える部分があれば、繰入れも含めて予算要求するなど、経営の観点からも、適切な対応に努めていただきたいと思います。あともう一つは、今、コロナ禍が大分長引いてきて、第8波が来ていると。その看護師の方からは、特に病院の中でのクラスターも増えてきていると聞いていまして、日常生活でも感染しないように大変ストレスがかかってきていると。これが長期にわたってきて、子どもにうつすのではないか、自分が感染すると職場に迷惑をかけるのではないかと、心理的なストレスは大変長期にわたって重いというお話も伺いました。

そういった意味で、現場の職員のストレスケアについても少し目配りしていただきたいと思いますが、いかがですか。

市民病院長 そのようなことは看護部で対応しておりまして、特に感染病棟に勤務している看護師には、適宜希望を聞いて、異動を希望する方については別のところに、逆に感染病棟での勤務を続けたいという方もやっぱりいますので、そういった意見を聞きながら配置を考えていくことにしています。

また、ストレスによる症状等が出た場合には精神科を受診していただくといったことで対応しているところです。

久保委員 中には、院内の精神科の方にはなかなか相談しづらいという声も聞こえてきましたので、もし産業医など外部の方に相談できるような体制が必要となれば、またそういったところも検討していただきながら、つぶさに職員の皆さんの様子を見ていただきたいと思います。

最後に、私の会派にもいるのですが、体重がかなり増えてくると、寝るときにうまく寝られないと。本人に自覚はないけれども睡眠障害があって、何か睡眠外来のようなものもあると聞いています。

例えばそういった症状は市民病院で受入れできるのかできないのか、また、そういった傾向は今どのような状況にあるのか、少し教えてほしいと思います。

市民病院長 当院では耳鼻いんこう科で睡眠外来を行っております。今おっしゃったのは睡眠時無呼吸症候群のことだと思っておりますけれども、やはり特に肥満傾向があり顎が短くなっている方にそのような症状が多く見られます。1泊での検査を行っておりますので、もしそういった方がいれば、受診していただけるという形になっています。

久保委員 確かに調べれば分かるのだろうと思いますが、私も聞いて、睡眠外来というものがあるのかと。
今では、自宅で装置をつけて無呼吸を防ぐといったものもあると聞いています。
本人に自覚がない場合が多いようですので、またそのような周知・啓発も含めて、外来患者の獲得にも努めていただければと思います。

副委員長 それでは、これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、厚生委員会病院事業局所管分を終了
いたします。

午前 10 時 18 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 14 分 再開

委員長 厚生委員会福祉保健部所管分に入ります。  
福祉保健部所管分において、本委員会に付託  
された議案及び議決不要の報告案件はありません  
ので、この際、何か質問はありませんか。

吉田委員 透析患者が新型コロナウイルスに感染した場  
合の通院方法についてお尋ねします。  
新型コロナウイルスに感染した場合、療養期  
間は7日から10日ぐらいかかりますが、透  
析の治療は週に3回から5回必要だと。一番  
いいのは、入院すればそこで管理できるの  
ですが、ある病院の話を知ったら、六、七人の

透析患者が感染したけれども、入院したのはそのうち1人だけだと。あとは、家族がいる人は家族が送迎したりしていますが、独り暮らしの場合はどうにもならないと。民間業者に頼んだら1回数万円かかるということで相談がありました。

県議会の厚生委員会でも論議があり、富山市以外の市町村については、厚生センターに相談があれば対応するという答弁をしたそうですが、富山市の場合は保健所がありますから、市で対応してほしいということでした。今その病院はどうしているのかというと、既に新型コロナウイルスに感染した職員が送迎を行うという対応をしているということですが、もし保健所にそのような相談などがあった場合どう対応するのか、何か考えていらっしゃるのか、まずお聞きします。

保健所保健予防課長

今、保健所では、新型コロナウイルスに感染された透析患者に関しましては、できる限り御家族の方や病院での対応をお願いしているところであります。

吉田委員

そうなると、広い富山市ですから、対応はしかねるという感じですか。

保健所保健予防課長 例えば病院やホテルへの搬送等に関しましては、こちらで搬送したり、民間の救急も活用しながら対応はしておりますが、透析の患者となるとなかなか……。

先ほど委員も言われたように、例えば、何日に1回の治療などという対応にもなってくるものですから、やっぱりそこはできれば御家族か病院でお願いしたいと考えているところであります。

吉田委員 1回は要請したそうですが、今のような対応だったので、これ以上はちょっと無理を言えないのかなという感じになっているのが現状だと思います。少し残念だと思うのですけれども……。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会福祉保健部所管分を終了いたします。

午前 11 時 16 分 休憩

~~~~~  
午後 1時39分 再開

委員長 厚生委員会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。
議案第146号 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件、
議案第147号 富山市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件、
以上2件を一括議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

こども保育課長 [議案書及び議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑は、議案説明資料の順番に行います。
まず、議案説明資料12ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

吉田委員 富山市立堀川保育所を民営化するという条例の一部改正については、今回一後で議論があると思いますけれども一本郷町保育園における虐待事件があり、その背景には、この間、富山市が進めてきた民営化の問題が少なからずあると考えますので、ここはやっぱり一度立ち止まって民営化の方向でいいのかという

ことを再検討し、見直すべきだと私は思っております。

委員長 当局側はそれに対して回答できますか。

〔発言する者なし〕

委員長 では、要望として伺っておきます。
次に、議案説明資料13ページについて、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第146号、議案第147号、以上2件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

吉田委員 議案第146号について、富山市立堀川保育所を民営化する条例改正には、先ほど言ったように、一度立ち止まって見直すべきだという立場から、反対をしたいと思います。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。
これより、議案第146号を挙手により採決

いたします。

本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、本案件は原案可決されました。

次に、議案第147号を採決いたします。

本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、当委員会に付託されました

令和4年分請願第4号－1 富山市内の保育所・幼稚園等並びに小・中学校における国の新型コロナウイルス感染対策の周知徹底に関する請願

を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について、当局の見解を求めます。

こども保育課長 それでは、1つ目の請願事項に対する当局の見解について申し上げます。

保育所等では、厚生労働省発出の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」により、2歳未満では息苦しさや体調不良を訴えることや、マスクを自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、マスク着用は勧めておりません。

2歳以上の就学前の子どもについても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体距離にかかわらず、マスクの着用を一律に求めておりません。

このことから、保育施設ではマスクを着用しないことでの偏見や差別、いじめにつながることはないと考えておりますが、マスクを着用できない児童もいることを認識しながら、今後も機会を捉えて、マスク対応を含めた新型コロナウイルス感染症対策の周知徹底をこ

れまで以上に図ってまいりたいと考えております。

2つ目の請願事項に対する当局の見解について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に増加していく中、感染リスクが高い食事の際に、保育施設においても黙食を求められました。

子どもには会話を控えて食べることを知らせたり、パーティションを設置したり一方方向を向いたりするなど、感染対策を取りながらの食事を勧めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応も少しずつ変わっていく中、引き続き十分な換気を行いながら、パーティションを立てること、間隔を取った食事環境を整えること、大声での会話を控えることなど、適切な感染対策を行った上で、給食が楽しい機会となるよう検討し、一律に黙食を子どもたちに強いることのないよう周知徹底してまいりたいと考えております。

委員長

それでは、本請願についての御意見、またはただいまの当局の説明に対する質疑等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
次に、念のために確認いたしますが、本請願
を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、引き続き審査を続けます。
これより、令和４年分請願第４号－１の討論
に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、令和４年分請願第４号－１を挙手
により採決いたします。
本請願は、採択することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手全員であります。
よって、本請願は採択することに決定いたし
ました。
以上で、当委員会に付託されました請願の審
査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている
報告第41号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中、専決第26号、専
決第29号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

こども保育課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、
富山市立保育所等における医療的ケア児の受
入れ等に関するガイドラインの策定について、
当局の報告を求めます。

こども保育課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま

せんか。

東委員

分科会で説明のあった医療的ケア児保育事業にも絡むことなのですが、医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン案も見ながら、4つの種別に応じて、市立愛宕保育所ではようやく来年4月から2名を受け入れるということで、いよいよ市立の保育施設でも受入れが始まることを大変うれしく思います。この間の市当局の皆さんの努力にも感謝をする次第であります。

そうは言いながらも、やはりこれまでは私立がメインで、私立に頼って医療的ケア児を受け入れてきたということでもあります。来年から愛宕保育所で2名を受け入れるということですが、ガイドライン案もつくられているので—今ほどの説明では愛宕地区は市の真ん中にあるということでしたが、今後はもう少し市全域、東西南北に広げるということも展望していかなければならないと思うのです。今後どのように受入れを増やしていこうという考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

こども保育課長

今おっしゃいました地域のバランスは大変重要で、利用したい方が毎日遠くまで預けに行

かないといけないのでは大変困るということ
は考えているところです。

そういったことは将来的にしっかりと考えて
いかないといけないことですし、今回ガイド
ラインをお示しすることによって、私立保育
所にも参考でお配りしますので、内容や、公
立で受け入れている状態を見ていただくこと
で、私立保育所でもまたこういった医療的ケ
ア児の受入れが広がっていくのではないかと
期待しているところです。

公立も今現在、愛宕保育所で対応させていた
だく予定になっておりますけれども、今後ど
うしていくのかは、私立保育所の動向など、
状況を見ながらまた考えさせていただこうか
と思っております。

東委員

このガイドラインを私立の施設にもお示しす
るということですが、医療的ケア児をしま
りしっかりとケアしていくということは、公
の責任でもあると私は思っております。公
の施設で医療的ケア児の保育もしまり
と行っていくことが大事だと思います。今
の答弁だと、私立の施設に依存しながら
といつか、頼りながらとも聞き取れます
ので、愛宕保育所に続いて、市立施設
での受入れをまた考えていただきたい
という要望であります。

現状、市で把握している保育施設に入る年代の医療的ケア児が27人いるということですが、これらの皆さんをしっかりと受け入れるように、また体制を整えていただきたいと思います。

委員長 ほかには質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、こども家庭部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

東委員 厚生委員会で今年9月末に富山市立愛育園の視察をさせていただきました。受け入れていただいたことに感謝を申し上げます。

それで、この視察の目的の1つとして、今年8月の大雨でいろいろと被害があったということで、愛育園でも確認させていただいたのですが一たしか居住棟のほうだったと思うのですが、屋根から水が入って天井から雨漏りしたと。2階でしたかー1部屋ありました。あと、私はこの雨漏りに関して、愛育園の職員の方に確認したところ、どこから水が入っ

てくるのか分からないということだったので、これから冬を迎えて積雪もあるということで、また水が漏れてくる、雨漏りするという事もあると思います。

私はこの12月議会で修繕などの補正予算でもあるのかと思っていたのですが、補正予算も出ていないので、現状どうなっているのか、また、これからどう対策していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

こども健康課長 愛育園につきましては、雨漏りした以降に業者に点検に入ってもらいました。その際に、屋根にある瓦に、浮き、ずれが1か所あるのを業者が発見しまして、点検の中で直してもらったと。

それ以降、大雨等もあったのですが、一切雨漏りをしていないので、その直した箇所です。その後、雨漏りがあるのかどうかも含めて見ているのですが、今のところは一切ないということです。

あと、室内で雨漏りした際に、天井に一部腐食した部分がありましたので、それは指定管理者である社会福祉事業団において今後修繕する予定と聞いております。

東委員 予定ということですが、今年8月からとなる

と相当月数もたっておりますので、早く修理して、子どもたちがよりよい環境で生活できるように進めていただきたいと思います。

吉田委員

本郷町保育園での園児虐待事件の問題について、幾つかお聞きしたいと思います。

この委員会が始まる前のニュースによれば、今日、富山県と富山市が特別監査に入ったということで、園の実態や何が原因かということとはこれから調査されるのだろうと思いますが、実は先日、日本共産党の会派にメールでこのような通報がありました。ちょっと簡単に言います。

本郷町保育園は以前から評判が悪く、若い人しか採用しないと聞いていたと。

この方は、民営化された別の保育園に子どもを預けている保護者なのですが、その保育園では、知る限り虐待はないと思うと。ただ、その保育園でも3年間で保育士が20人以上退職しており、異常だと。何か問題があるのではないかとずっと思っていたと。園長や理事長が強過ぎて、先生たちが意見を述べるととことんやられるということで、どんどん退職していく状況が続いているという点で、やっぱり管理運営あるいは教育などにこの法人の問題があるのではないかと思います。

そういう点で、これから調べられると思うのですが、いわゆる社会福祉法人や学校法人などにより民営化された保育所の管理や運営の体制について、事件が起きてからではなくて、事前に状態を把握して指導するということはされているのかどうか。

特にこの本郷町保育園においては、先ほど若い保育士—今回も虐待したのは20代の2人の保育士ということで、年齢構成や経験年数とその園の中できちんと担保されているのか。やっぱり経験を持った人が若い人に教えていくという点で、先ほども言いましたように、民営化されたあるいは民間の保育園の実態について、事件が起きてからではなくて、しっかり事前につかんで指導するという点においては今までどのようにされていたのか。まずそこをお聞きしたいと思います。

こども保育課長 私立保育園につきましても、監査や巡回を行っております。そのたびに異常がないか、しっかりと適正に運営されているのかといったことは見ておきまして、気がかりな事項がありましたら後からまた確認するなど、しっかりと運営されるように市としては取り計らっているところであります。

吉田委員 そうしたら、この本郷町保育園について、事件が起きる前に問題点や改善点を把握して指導していたのかという点では、具体的にどうですか。

こども保育課長 こちらの施設につきましては、1年前にも不適切な保育が行われているのではないかといった相談がありました。しっかりと調べていかななくてはならないということで、昨年度も一度、現場に調査に入らせていただきまして、園長にしっかりと聞き取りを行いました。今後も継続してしっかり状況を確認していったほしいということを申し上げておきまして、今年度についても監査等が入っているところであります。

吉田委員 今日初めて入ったのではなく、その前にも調査に入っているのですか。

こども保育課長 はい。

吉田委員 報道によれば、理事長兼園長は幾つかの仕事を兼務していて、週に一度ぐらいしか園に来ないそうですが、そのような実態もつかんでいたのか、それをどう指導されてきたのかと。やっぱり管理できていない可能性が十分ある

わけです。その辺はどうですか。

こども保育課長 市では、園長がそれほど出勤していないという事実は把握していなかったところですが、園長には、昨年度調査に行ったときにも継続的にしっかりと見るようにという指示は出しておりましたので、その後、園長がしっかりと対応してくれているものと思っておりましたし、今回の事件が起きる前に、9月頃にもう一度監査に行くことを予定しておりましたので、事件がなければお伺いしまして、継続的に対応されているのかといった状況はしっかり確認してこようと思っていたところであり、ます。

吉田委員 本郷町保育園の保育士の人手は足りていたのかなど、年齢構成や経験年数のバランスという情報はつかんでいらしたのですか。

こども家庭部次長 保育士の配置基準につきましては、例えば施設の受入れ人数や、保育士の配置に応じた施設型給付費という補助金を市から支出しております。その中では配置基準は受入れ数にしっかり合致するようになっておりました。今、委員がおっしゃいます年齢構成につきましては、その中でどうこうする範疇ではなく、

ただ、人数ということで一例えば3歳児までは子ども何人に対して保育士1人の配置といった面で見えております。

吉田委員

実際、その辺は結構大事なことで、今回も2人とも20代ではないですか。園長の管理が不十分ということは大問題なのですが、経験のある先輩の保育士が園の中にいれば、理念、保育の心、あるいは技術的な問題など、若い人たちにしっかり継承され教えられるという関係ができたと思うので、年齢構成というものは非常に大事だと私は思うのです。その辺も含めてしっかりつかんでほしいという思いがございます。

この事件は起きてしまったのだけれども、それを教訓にしっかり検証して、民間の保育所であっても、行政として市がしっかり状況を把握して、改善すべき点は改善させるということを実際に教訓にしなければならないと思いますが、部長はどのようにお考えですか。

こども家庭部長

吉田委員のおっしゃるとおりで、やはりいま一度、本当に安全な保育ということについてきちんと調査しまして、再発防止に努めてまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いいたします。

吉田委員

私ばかりになって申し訳ないのですけれども、1つは、今起きた事件については、再発防止のための自治体の厳正な個別指導、法的な指導も必要だと思うのです。

ただ、この案件だけではなくて虐待事件の背景に何があるのかということもやっぱり極めて大事なのです。そういう意味では、市立保育所の民営化をこの20年近くずっと進めてきて、今回も堀川保育所の民営化の案が出ていますけれども、民営化と無関係なのかということをしっかり検証する必要があると。

そういう点で、事前に電話でも少し聞いていたのですけれども、この間どれだけの保育所が民営化して、今ある保育所のうち市立の保育所が幾つあるのか、民営化だけではなく、もともと社会福祉法人が運営していた保育園もあると思いますが、どれぐらいの比率になっているのか、お尋ねします。

こども保育課長

保育施設の市立と私立の数の状況についてお答えいたします。

10年前は市立が43、私立も43、合計86で、市立は50%の割合となっておりました。

5年前につきましては市立が43、私立が58、合計101で、市立の割合が43%と、

50%から比率が少し下がった状態です。
今年度につきましては市立が39、私立が79、合計118で、市立の割合が33%ということで、比率としては少し下がった状態になります。

民営化の施設につきましては、この10年間で4か所を民営化させていただいているところです。

吉田委員

今、現状は市立が3分の1ということで根本的な議論が長くなりましたので、ちょっと短くしますけれども一民営化の最大の効果といたしますか、目的は、民営化したほうが経費削減になるのです。

その最大の経費は人件費なのですが、人件費の公民較差はすごいものがあるのです。もう皆さん御存じの方もいらっしゃると思いますが、富山県全体の民間の保育士の年収は平均347万6,600円で、公務員である市立保育所の保育士の平均は539万1,000円と、200万円ぐらいの差があるのです。行政サイドから言うと実はこれが大きな要因になると思うのですけれども、そうになると、保育士のモチベーションなどという点では、やっぱり民間のほうは、結果として下がるということもあるわけです。

したがって、民営化の流れは、どんどん進めるのではなくて、やっぱりここで立ち止まって見直すべきだと私は先ほど言いました。そういう点で、やっぱり個々の民間保育施設における法人の経営の問題を含めて、改めて検証する必要があるだろうと思います。

もう一つは、配置基準です。ゼロ歳児では子ども3人に保育士1人、1・2歳児では子ども6人に保育士1人というものが今の日本における国の配置基準ですけれども、欧米と比べると極端に少ないのです。1・2歳児であれば子ども3人に保育士1人とか子ども3.7人に保育士1人というものが欧米の基準で、これでもやっぱり保育士のストレスがたまると。だからといって虐待は許されないのだけれども、その辺も含めてやっぱり根本的な問題を一もちろん富山市だけではできないわけですけれども、これを機会に考えていく必要があるということをお願いしたいと思います。

こども家庭部長 今、配置基準の話がありましたけれども、過去の答弁でも申しておりますが、富山市としては1歳児6人につき保育士1人という国の配置基準を上回る、1歳児5人につき保育士1人を配置している私立保育園に対する市独自の補助金の制度を設けておりますし、公立

でもそのような配置をしております。

また、3歳児は20人につき保育士1人のところ、15人に保育士1人とする私立保育所に対する補助金の制度なども市独自で持っております。配置基準など、さらなる保育の質の向上について国にも求めていけたらいいと思っております。

東委員

今回の痛ましい、あってはならない事件について、これから市でも本当にしっかりと調査をして、二度と起きないように原因を究明して対策を立てていくことが重要になってくると思っております。

今回この件が発覚した直後に、一度、市当局から現地に一この保育園に行ったと。園長は、このような事実があったことを認めたという報告がありました。

その後、警察の捜査などの関係で、市の担当者が現地に行くことや、園長から話を聞くことがなかなかできないので、情報が入ってこないのかと私は思っていたのですが、今日の冒頭の説明で、たった今も園に行っていて話をしているということだったのです。ぜひとも市民や議会に対して、今どのような状況なのか、分かることを逐一公開していただくことが大事だと思いますが、見解をお伺いします。

こども家庭部次長 先ほどからありますとおり、本日、市の特別監査を県と合同で行っております。

具体的に言いますと、本日の特別監査につきましては、市からは4班編成で行きました。午前中は1班、2班が行きまして、例えば保育の内容について適切な保育が実施されているのかどうか、現場の全ての教室や、保育の実際の状況も確認しております。また給食については、衛生面でしっかりとした給食がなされているのかを確認しております。

午後は、今現在も監査を行っておりますが、職員配置の状況など一先ほども申し上げたように、いろいろな給付費や市独自の補助金などを支給しております。そのあたりの事務の裏づけなども監査しております。

あとは、もちろん施設の全職員の聞き取りも実施しているところです。

虐待だけではなく、園の運営の全てについて総合的に特別監査をしているところですので、全て持ち帰って調べ上げまして、その結果、不備やおかしな点があればしっかり指摘をし、今後の指導につなげていきたいと思っております。

今回の虐待事案を受けて、私どもこども家庭部といたしましても、保育所全体に虐待防止の通知一改めて徹底するための通知文を出す

とともに、何かあればすぐ報告してほしいと。報告いただければ、私どもは現場に入ってしっかりと事実確認をします。そういった流れで一現在は特別監査中で、その結果を逐一お伝えするというわけにはちょっといかないのですが、整理をした上で、今後このようなことが起きないようにしっかりと指導していくことが大切でありますので、そのあたりについては徹底してまいりたいと思います。いつの時期に何を公表するのかということについては、今の時点では答弁を控えさせていただきます。

東委員

順を追いながらいろいろと原因究明をしていくと。あとは再発防止対策を講じるということですが、大変かもしれませんが、やはり市民の皆さんも、本当はどうだったのだろうかと事実をつかみたいという思いがあるので、可能な限りスピード感を持って進めていただきたいと思います。

続いて、この本郷町保育園ですが、マスコミ等によると、2020年にできた新しい保育施設で、定員が125人のところ、事件があった当時で五十三、四人の利用者がいるという報道がされております。

新しい施設で、運営も経営的にもいろいろと

大変なのだろうという中であって、定数が半分にも満たないということで、経営はどうだったのだろうかとは私は危惧しております。

そのような中であっても、先ほど来、配置基準については守られています、合致していましたがということなのですが、例えば、利用者が定数の半分にも満たない中で、新しく造ったので建設費の借金などもまだ残っていると思います。

そのような中で、職員の皆さんの労働条件はどうだったのだろうか。配置基準に合致していたとしても、その他の労働条件、賃金や福利厚生などは果たして約束どおりにされていたのか。そういう細かいところから職員の不満もあって、不満の噴出口がこのような事件につながったのではないかとということも危惧されるのです。今、4班体制で調査をしていくということも言われましたが、多角的に状況を調べて、そして原因を明らかにしていくことが大変問われていると思うのですが、いま一度、見解をお願いしたいと思います。

こども保育課長 経営状況はどうであったのかという御質問につきましては、受入れ児童数や職員配置数に応じて施設型給付費の運営費を市からお支払いしておりまして、そのお金を使いながら施

設運営を行っておられるということになると
思います。

ただ、こちらは学校法人が運営している施設
であるため、県の所管ということで、市では
経営状況の詳細については把握していないと
ころになります。

また、労働基準の関係のことですけれども、
指導監査課が認定こども園の監査を行う役割
を担っております。そちらでは労働基準に関
するものなど、監査のときの指摘は複数あっ
たということで、そのことについては助言を
行っていると聞いております。

東委員

細かくなりますけれども、1つは、学校法人
なので経営状況に関しては県の所管だという
ことですが、だからといって、市が知らない
というわけにはいかないと思いますので、ま
た早めに県に聞いて、市としても状況をつか
んでいただきたいと思います。

あと労働基準の関係で指導監査課から幾つか
指摘があったということですが、具体的にど
のような指摘がありましたか。

こども保育課長

具体的なものとして幾つかお聞きしたことに
つきましては、労働安全衛生法で定められて
いる衛生推進者を選任していないということ

がありました。

あと、労働条件としまして、有給休暇の付与が法定日数を下回っていたといったことも、幾つかある指摘事項のうちの1つとしてお聞きしたところではあります。

東委員

労働基準法違反もあったということで、これは不適切な状況だったということで、そのようなことも含めてこれから総合的に改善をしていくようにと。

労働条件を守られて初めて適切な保育が可能となると思いますので、そこら辺も含めて改善が図られるように、またいろいろと指導や原因究明、改善をしていただきたいと思います。

吉田委員

特別監査に入られて、いろいろな問題点や実態をつかんで、改善命令のようなものを当然出されるのだと思いますが、いわゆる法的根拠は一法人に対して強制力があるのかどうかということを一度お聞きします。

こども保育課長

改善命令というお言葉もありましたけれども、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称認定こども園法）には、こういった場合の処分として、

改善勧告や改善命令、事業停止命令、また認可の取消しといったものがうたわれていますけれども、今、詳細な調査を始めたところになりますので、こういった判断になるのかは、この後、内容を精査しながら最終的に決めていくことになるかと思っております。

吉田委員 勧告だと一勧告ですから強制力がない努力義務のようなものですが、改善命令となると法に基づいた強制力があるということです。また、それを改善したのかどうかのチェックも当然するということにつながります。ぜひ徹底して行ってほしいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで、委員会条例第44条により、私から委員として発言を行いたいと思いますので、一旦、副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 それでは、委員長に代わって、しばらく委員長の任務を行います。

久保委員

まず、本郷町保育園のことに関しては、一厚生委員としても厚生委員長としても大変責任を感じているところであります。

先ほどもあったように、適切な情報開示、また議会に対しての情報提供—これは今、保育をされている方々もよく見ておられますので、しっかりと適切な対応、市民から隠しているのではないかといった誤解を受けないような対応をぜひお願いしたいと思います。

私から何点か確認をさせていただきます。

まず、本郷町保育園に対する苦情や相談件数は、ほかの園と比べて多かったのか少なかったのか、この点についてお伺いします。

こども保育課長

苦情の件数ですけれども、令和3年度は全体としまして51施設に対し78件の苦情があったところです。そのうち2件が本郷町保育園に対する苦情となっております。

令和4年度につきましては9月末までの数字ですけれども、21施設に対し29件の苦情がありまして、うち本郷町保育園に対するものは3件となっております。

久保委員

多いと取るか少ないと取るかは置いておいて、ただ、毎年苦情が寄せられているということは事実として1つあるわけです。

一方で、そこまで突出して多くないと思うことから、やはりほかの園でもこういった事態が起こっている可能性があるということも読み取れるわけで、今後は適切な対応をしていただきたいと思います。

ここからは一般論の中で少しお話を聞きたいと思うのですが、保育園ごとの離職者数について、市として把握をしているのかどうかお伺いします。

こども保育課長 毎月各施設から提出されております職員配置表というものがあまして、そちらで総配置数は確認できるのですが、新規採用や退職者の数につきましては把握できない状況になっております。

久保委員 事前の聞き取りでは名簿の提出はされているということなので、先月まであった名前が名簿から消えていけば、退職などによりいなくなったことを把握できるということでしょうか。

こども保育課長 そちらの職員配置表には、その年の勤務を始めた月と勤務を辞めた月が記載してありますが、特に利用はしていません。数字として書いてはありますけれども、現在のところ、

把握して何か分析などを行うというふうには使っていないところであります。

久保委員

最近によくビッグデータなど様々な傾向を捉えながら対策を打っていくという中で、市にはたくさんの情報が寄せられるわけです。その寄せられる情報の中には、今おっしゃったように、精査すれば把握できるものがあるけれども、今までは実質それを使っていなかったということはたくさんあるだろうと思います。これを全て精査しようと思うと多分マンパワーも大変多くかかるわけですから、これは藤井市長がおっしゃっているDX化の力を借りながら、情報をいつでもいろいろな角度から検証できるように体制を整えていくことが必要だろうと思います。

加えて、市として各園で離職される方の離職理由について把握をされているのか、お伺いします。

こども保育課長

離職理由につきましては、市立の施設の場合は、聞けるものであればお聞きしているところですが、私立につきましては把握していません。

久保委員

現状そうだろうと思いながら伺いました。

私立の施設を辞めていかれる方も結構いらっしゃるし、それを市として把握することが果たして適切かどうか、いろいろな議論もあるかと思えます。

ただ、先ほど吉田委員がおっしゃいましたが一それは私が確認した事実ではないので分かりませんが一多数の保育士が辞めている保育園が実際にあるのだとすれば、やはり離職者が多い園というのは、現場で何かしらの課題や問題があると。市はまずはそこを疑ってかかって、いろいろな調査や情報収集をするべきだと思うのです。

先ほど、市は今まで情報を把握していなかったと言っておられたので、少し重なる部分もあるかもしれませんが、こういった離職者が多い現場等に対してアプローチをした、対応してきたということは何かありますか。

こども保育課長 現在のところ、離職の原因などの調査を行ったことは特にありません。

久保委員 私たちのところに来る話の中には、やはり保育士の労働環境一特に私立においては環境がよくないという相談が議員のところにもよく来るわけです。

その中で、希望を持って専門学校や短大、大

学を出て保育士になったものの、家族の理解がなかなか得られないとか、生活がままならないといった理由で退職せざるを得ない保育士も多数いると思います。

そうは言うものの、その中に紛れて、園の中でのパワハラや、先ほどの労働基準法違反など、様々な問題が隠れていることもあるのではないかと思います。

すぐに立入りなど法に基づく調査を行うとなると、やはりそれに基づく根拠が必要になりますけれども、市として退職者数—その頻度や、なかなか長く定着をしないなどといったところをしっかりとピックアップして、場合によっては—先ほど訪問されていると言っておられましたが—そういった訪問をされたときに、現場の管理者や保育士と少し目配りしながらコミュニケーションを図っていくべきと考えますが、こども家庭部の見解をお伺いします。

こども保育課長 今おっしゃったとおり、多くの職員が退職している状況を把握したり、施設の運営に何か支障を来しそうなことが判明した場合は、施設を訪問いたしまして関係者と面談したりするなど、状況把握に努めていきたいと考えております。

久保委員

この件に関しては最後に部長にお言葉をいただきたいのですが、こども保育課は本当に大変な業務を担っておられて、保育所入所の調整など、現場は大変で、今の時点でもマンパワーが足りないと聞いています。そういった中で職員の皆さんが精いっぱい職務に励んでおられることは、私も十分理解をしております。

ただ、こういった事案が起きますと、どうしても調査事項や、配慮しなければいけないことが増えると思います。

まずは、市当局側一要は財務部や企画管理部など様々な部局に対しても、必要なマンパワーを確保できるように、そして、今はDX化ということで、そういった情報を簡単に集計できるようなシステムの増強を図るように求めることも必要なのではないかと。

これは一朝一夕にはできないかもしれませんが、部長として管理をしていく、バックアップをしっかりと行っていくということについて、御所見をお伺いしたいと思います。

こども家庭部長

今、久保委員がおっしゃったように、こども保育課としては日々精いっぱい、一生懸命業務を行っております。窓口対応だけではなく、今おっしゃったようなDX化もあります。先

日も本会議で柏議員に答弁させていただきましたが、保育所の入所申込みについても、電子化といいますか、スマホからできるなどといった取組も開始いたしました。市民サービスの向上のために切り替えて、DX化に向けた取組に関する仕事なども増えておりますので、やはりマンパワーの不足というものは感じております。そのことについては、人事担当部局にも現在協議をしております。来年度、さらにこういった問題が起きることへの対応もあります。

業務が複雑化していますし、やはり子どもだけではなくて、保護者や施設管理者への対応というものが二重、三重となって管理監督の責任も十分あります。そういったことも今後、人事担当部局などに訴えていきたいと思っております。

久保委員

今、部長がそのようにおっしゃることを、私たち厚生委員も傍聴している議員も聞いているので、ぜひ保育士の労働環境を改善して、まずは保育士がやりがいを持って楽しく職務に当たれるように、また、業務の中で皆さんの負担感ばかりが増えないように、私たちも精いっぱい後押しをしていきたいと思っております。どうかそういった声は、厚生委員に、

もしくは厚生委員会等でまたお聞かせいただければと思います。

本郷町保育園の質問はこれで終わります。

次に、私は以前から何度か待機児童の考え方について当局とお話をさせていただいています。

今日は1点だけ確認をさせていただきたいのですが、市当局は、保育サービスの供給量が需要よりも大きいということをもって、待機児童がゼロですということを再三にわたって言うておられるわけです。

この保育サービスの供給量というものは、施設定員の合計を指しているのか、それとも受入れ可能人数に対して言っているのか、どちらかお伺いします。

こども保育課長 御質問の件につきましては、受入れ可能人数ということでお答えしたいと思います。

久保委員 受入れ可能人数であれば、実態にかなり沿ったような形になると。

受入れ可能人数は、当然、施設定員よりは少ない人数になると思います。

小・中学校は統廃合の話が進んでおりますので、施設を建てる、維持していくなどといった意味では、あまりにも余剰があるようなケ

ースについても、なぜ余剰があるのかなど、施設をフル活用する方法についても今後、十分に検討していただきたいと私としては思います。

副委員長　これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

吉田委員　園児虐待事件の関係で、具体的なことを2つ要請したいと思います。

1つは、今、久保委員が言われたように、退職者が多い保育園というものは何かしら問題があるという点で一法的に出している報告書だけでは、これは分からないのです。したがって、報告書に退職者の欄を作ればいいのです。そうしたら、一目瞭然で分かるのです。これはぜひ改善してほしいと。

ある保育園の保育士が3年間で20人以上退職したという先ほどの情報は、保護者からの通報で、確認したわけではありませんが、

やっぱり同一の—その保育園は本郷町保育園とは別の社会福祉法人ですけれども、同じ経営者なのです。したがって、本郷町保育園の特別監査の中身が分かれば、当然、その保育

園にも同様の問題があると想定して、どのような法的根拠に基づくのかは別にして、調べる必要があるのではないかという気がします。今言ったように、退職者の欄を作って退職者を把握する、そして、この機会にその保育園についても何らかの調査をしてほしいということで、私からは2つ要望したいと思います。

委員長

要望ということで、当局はただいまの要望をしっかりと聞いて今後の調査等に当たっていただきたいと思います。

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、厚生委員会こども家庭部所管分を終了いたします。

午後 2時44分 休憩

~~~~~

午後 2時57分 再開

委員長

厚生委員会市民生活部所管分の議案の審査を行います。

議案第148号 富山市大沢野会館条例制定の件、

議案第149号 富山市大山会館条例制定の件、



以上2件を一括議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

市民生活相談課長 〔議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第148号、議案第149号、  
以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第148号、議案第149号、  
以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、市民生活部所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

東委員

今年9月30日に厚生委員会で県内視察を行いまして、市民生活部関連では、富山市民プールと富山市民球場を視察させていただきました。

主な目的としては、今年8月の大雨で施設に水が入った、水が漏れてきた箇所などの現地調査をさせていただきました。

富山市民プールは築22年、富山市民球場は築30年ということで、共にそれなりに老朽化が進んでいる状況にありまして、市民プールでは2階出入口前の踊り場の排水管が詰まっていたことから、内部に浸水し1階更衣室に達したというものでした。

施設の配管構造図が見つからずに、指定管理者が苦労して修理の見積りを作成中だとお伺いいたしました。

また、富山市民球場は3塁側内野席の雨水があふれて、その下にある施設に浸水したということで、内野席の最前部に溝が設置されて

いるのですが、どうも雨水で押し流されたごみなどによって排水管に詰まりが出たことが、水が漏れた原因ではないかと言われておりました。

両施設とも応急措置として、例えば止水板をつけるなどといったことが妥当なのかなと私は素人ながらに考えており、これらの修繕に関してこの12月議会で補正予算を要求して大がかりに直すのかなとも思ったのですが、そういった案件はありません。現状で、施設の修理の状況などはどうなっているのか、答弁をお願いします。

スポーツ健康課長 まず富山市民プールですが、その後、詰まっている箇所を特定できましたので、その部分の管を入れ替える工事を予定しております。費用については、今、まだ見積り中なのですが、約60万円ということで、既存予算で対応できる範囲だと考えております。工事については、今年9月補正で上げさせていただいた空調設備の改修が令和5年3月にありまして、休館期間を設けますので、その期間に工事を行いたいと考えております。次に、富山市民球場については、委員がおっしゃったとおり、3塁側のスタンドの雨水があふれ出しました。管の詰まりもあるのです

が、3 壘側は非常用の貯水槽につながっていて、そこから外部の用水に排出できるようになっているのですが、大雨になると外の用水がいっぱいになって、なかなかそこへ流せない。通常は、大雨が降りそうなときには、貯水槽の水位を少し下げて対応していたのですが、今回は想定外の雨量だったということで、排出が間に合わず、外にも出せずに中であふれ出したということです。これ以降は非常用の貯水槽の水位管理をもう少し徹底して行いたいということです。

今言われたとおり防水壁のようなものも検討はしたのですが、非常に高額になるということで、まずは今の運用で対応したいと考えております。

東委員

丁寧に説明をいただきましてありがとうございます。

富山市民球場は今、電光掲示板一バックスクリーンにすばらしいものを取り付けて、そしてプロ野球オールスター戦も呼ぼうということで準備をしている中で、やはり足元の排水などにふだんから問題があるようでは、おぼつかないというところもあろうかと思えます。これから水位管理を徹底するということですが、今は毎年のようにゲリラ豪雨がある中で、

それだけで対応できるのかということもあるので、この球場をまだ使うのであれば、もう少し長期的に見て、いつでもゲリラ豪雨に対応できるといった視点からも対策を考えていけばどうかと思いますので、要望しておきます。

織田委員

北朝鮮による日本人拉致被害者全員の即時一括帰国の実現を求める決議を、今定例会に全会一致で可決することができました。

やっぱり政治家が先頭に立って取り組まなければいけない問題だと思っております。

ただ一方で、この2本ある関連法令のうち1本には、地方自治体の責務としてしっかりと啓発に努めるということが書かれているわけでありまして。本市においても北朝鮮人権侵害問題啓発週間の中で、今日も展示会を行っていただいております、本当に感謝申し上げますわけですが、よくこのような話をすると、「あ、拉致ね」と言われるのです。拉致の前に「あ」が入る。あるいは、「拉致ですよね」といった受け止め方が多いのです。

つまり、拉致問題についての認識はあるけれども、そこをさらに踏み込んで、我が事と感ずるのかと。我が娘のこと、我が母親のことと感ずられるのかということ、な

かなかそこにはまだ至っていないという事実もあると思うのです。

市の役割として、展示会を開いていただいていますけれども、やっぱりさらに気持ちの籠もった一今でも気持ちを込めていただいていると思いますが一さらに何か取り組めることについて、また汗をかいていただきたいと思っておりますが、所見をお願いします。

市民生活部長

まさに12月10日から北朝鮮人権侵害問題啓発週間ということで、今日も本庁舎1階の多目的コーナーで「めぐみ」の上映とともに、とんでもないような形のスクーターを置かせていただいております。マイナンバーカードの交付で非常に混雑しております、大変御迷惑をかけているのですが、その合間にも結構多くのお客さんに見ていただいている一私が見ている間にも何人も見に来られましたから、やっぱりこういった取組をしっかりPRすることも大事ですし、継続的に行うことも必要です。

そういったことも含めて、実はこの後、水橋会館への巡回も考えてみたらどうかということで、今年初めてそのような取組をしてみようと思っております。

このように少しずつなのでありますが一パネルにし

ても文字ばかりで面白くないから、ちょっと写真を用意したらどうかなど、少しずつ手を加えながら、風化させない、飽きさせないというふうに我々としても肝に銘じながら、少しずつですが新しい取組を進めていきたいと思っております。

織田委員 ホームページにおけるブルーリボンについての掲載にもすぐに取り組んでいただき、本当に感謝申し上げます。  
一日一日が勝負だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、厚生委員会市民生活部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和4年12月定例会の厚生  
委員会を閉会いたします。



令和4年12月定例会  
厚生委員会記録署名

委員長 久保大憲

副委員長 東 篤

署名委員 高道秋彦

署名委員 成田光雄